

第6 原子力損害賠償の問題解決に向けて

1 原子力損害賠償に係る紛争解決状況

福島第一原子力発電所事故（以下、「本件原発事故」という。）に起因する原子力損害賠償紛争案件は、数万件から場合によっては数10万件を超えるといわれている。かかる紛争案件解決のための方法としては大別して、①東京電力株式会社（以下、「東京電力」という。）に対する直接請求（本賠償手続）、②原子力損害賠償紛争解決センター（以下、「センター」という。）による和解仲介手続、及び③裁判所を利用する通常の訴訟手続が存在する。

2016（平成28）年9月30日現在、東京電力による本賠償の実施状況は、政府による避難指示区域等からの避難者（個人）に対して約847,000件（累計数。なお請求件数は約949,000件）で合計2兆7,665億円（2015〔平成27〕年と比較して4,037億円の増加）、個人（自主的避難等に係る損害）に対して約1,295,000件（累計数。なお請求件数は約1,308,000件）で合計3,536億円（2015〔平成27〕年と比較して1億円の増加）、法人・個人事業主などに対して約362,000件（累計数。なお請求件数は約424,000件）で合計3兆1,670億円（2015〔平成27〕年と比較して7,480億円の増加）となっている（同日付、東京電力発表資料「賠償金のお支払い状況～原子力損害賠償のご請求・お支払い等実績」）。

これに対して、2015（平成27）年12月末日現在、センターによる和解仲介手続の実施状況は、次のとおりである。申立件数は累計で18,610件（2014〔平成26〕年は5,217件、2015〔平成27〕年は4,239件）、これに対して既済件数は15,864件（2014〔平成26〕年は5,045件、2015〔平成27〕年は4,281件）、既済件数の内和解成立件数は13,212件（2014〔平成26〕年は4,438件、2015〔平成27〕年は3,644件）となっている（ただし、「集合立件」が前提となっている）。なお、2011〔平成23〕年から2015〔平成27〕年までのセンターによる和解仲介手続の取扱状況については、以下の表の通りである。

これを見ると、4年連続で申立件数は4,000件を超えており、原発事故による損害賠償問題は未だに収束の見込みはないことがうかがえる。それと同時に、被害者が東電に対する直接請求に基づく本賠償では満足できていないことが分かり、実情に即した賠償の実現のために弁護士としても活躍の場が残されていることが分かる。

2 センターにおける和解仲介の現状と問題点

上記未済件数の推移を見ると、依然2,700件数以上の未済が継続している。すでに原発事故から5年を経過した現在において、被害者の速やかな救済が必要である。そのため、仲介委員・調査員をはじめとして、当事者のさらなる努力が必要である。また、既済件数のうち和解打切り及び取下げの合計件数が占める割合は、2014（平成26）年で12.18%、2015（平成27）年で14.87%とな

っている。この数字をどう評価するか争いはあろうが、センターにおける解決の限界を示すものとして注視していかなければならない。

3 全国における訴訟の状況

センターにおける制度上の限界（あくまでも合意ベースであること）及びセンターにおける運用上の限界（和解打ち切り及び取下げの状況参照）からして、被害救済の最後の砦として訴訟を提起している被害者は少なくない。

放射線による被害については、過去に広島・長崎の原爆認定訴訟やJCO事故損害賠償請求訴訟等があるが、被害救済の道はそれほど容易ではない。しかも、福島第一原子力発電所の事故については、過去の放射線による被害とは異なり、避難指示による被害、避難指示区域から外されたことによる被害、各種財物の損害、精神的損害、営業・農業逸失利益損害、風評被害など多種・多様にわたる損害がある。また、避難指示により生活の基盤を奪われたことによるいわゆる震災関連死の認定問題、自死した被害者及びその遺族の損害賠償請求など、原発事故との因果関係をどう構成するのか困難な問題がある。これらの損害を、被害者の立場に立って、どれだけすくい上げて救済の成果を獲得できるのか、弁護士として力量が試されているといっても過言ではない。

原発事故被害者の救済のために、原発事故被害者が全国に分散していることもあって、全国各地で訴訟を提起されてきた。中には訴訟で成果を出した場合もあるが、成果を出せなかった敗訴事例もある。我々弁護士は、敗訴事例をも教訓として、被害者救済のために一層尽力することが期待されている。

ちなみに、原発事故に伴う国家賠償請求訴訟については、20の裁判所（支部含む）において係争中であることが法務省のホームページに掲載されている。

4 原発損害賠償に関する情報収集の重要性

センターにおける和解仲介の手続き及び裁判所における訴訟を遂行するに当たり、原発損害賠償についての深い理解と先例の知識獲得が弁護士に求められている。しかしながら、個々の弁護士がすべての裁判例や文献を読みこなすことは困難である。そこで、原発損害賠償に関係するこれまでの裁判例、文献（書籍・雑誌）、インターネット上の情報を分かりやすく整理したアーカイブ（記録を保存しておく場所）が必要である。そこで、法友会では、原発損害賠償文献集をホームページにアップロードして会員のみならず、すべての関係者に公開する。

5 健康被害を受けた被害者に対する支援

2016（平成28）年3月12日、原発事故後に福島県が実施している「県民健康調査」で甲状腺がんが診断された子供の家族らが「311甲状腺がん家族の会」を設立し、東京都内で記者会見した。甲状腺がんが診断された男女5人の家族計7人が参加。不安や悩みを誰にも相談できずに孤立している家族が多いことから、交流会や情報交換を進めるといふ。また、同会は、2016（平成28）年4月4日、県民健康調査検討委員会座長宛てに、「県民健康調査」で小児甲状腺がんが多数見つかる

り手術をしている現実を前提に、県民健康調査検討委員会が「過剰診断」によるがんの「多数診断」の可能性が指摘されていることを受け、「いったい何割、何例が不必要な手術だったのか。不必要な手術をしたのであれば、医療過誤なのではないか」との疑問を投げかけている。これに対する県民健康調査検討委員会からの回答は未だになされていない。

県民健康調査検討委員会が発表した2016（平成28）年9月14日付け報告書によると、小児甲状腺がん及びその疑いの子どもたちは合計174人になった。原発事故以前は、100万人に2～3人とかわれてきた小児甲状腺がんの発生率が（福島県の人口は約200万人）、これほどまでに増加することを事前に予想した者は誰もいないし、増加理由を原発事故により放出された放射線と無関係に合理的に説明できた者はいない。しかしながら、放射線による身体の影響と小児甲状腺がんの因果関係は不明であると一般的にいわれて支援を受けられずにいる。そのため、現実に小児甲状腺がんを罹患し、手術まで受けた子どもやその親たちは深刻な心理状態にあり、健康のケア・心のケアを必要としている。

弁護士は、そうした人たちに希望を与える方策をなんとしても考え、行動しなければならない。仮に、医学的・科学的に因果関係が不明であるとしても、明確な否定的証拠がない限り原発事故との因果関係を認定し、被害者が救済されるよう判断の枠組みを変える活動も必要である。

さらに、小児甲状腺がんだけでなく、チェルノブイリ原発事故後に見られた白血病などの各種健康被害についても、因果関係論を克服する中で被害救済の方策を探っていくべきである。

6 営業損害賠償を一時金の支払で打ち切ることに反対を続ける

法友会は、旅行総会の決議等に基づき、2015（平成27）年7月11日付で、以下の通り意見書を関係諸機関に送付した。「国は、2015（平成27）年6月12日に『原子力災害からの福島復興の加速に向けて』を改訂する閣議決定を行い、これを受けて東京電力株式会社は、農林漁業以外の法人及び個人事業主の営業損害を年間逸失利益の2倍相当額を一括払いした上で、やむを得ない特段の事情により損害の継続が余儀なくされ、事故と相当因果関係が認められる損害が、今回の賠償額を超過した場合には、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、個別事情ある場合のみ賠償するとの対応を打ち出した。しかし、現在の状況を見る限り、年間逸失利益の2倍相当額を東京電力株式会社が支払ったとしても、被災事業者が従前と同等の営業が可能となる保証はなく、その中で中間指針第二次追補を前提として『事業拠点の移転や転業等の努力』の立証を求めることは損害賠償の打ち切りに等しいと言わざるを得ず不当である。したがって、国は、原発事故により顧客を失ったとみられる小売業や飲食業等の事業再開・転業の支援を継続しつつ、それらが明らかな進展を遂げるまでの間、従来と同様に『事業拠点の移転や転業等の努力』の立証を要することなくその営業損害の賠償を行うよう東京電力株式会社に対して指導すべきである。」

しかしながら、国の方針はその後変更されることはなかった。そして、東京電力は国の方針を受けて営業損害の賠償請求書類を被害者に送付した。しかしながら、実際には、年間逸失利益の2倍相当額を一括払いというのは名目に過ぎず、年間逸失利益の認定が以前よりさらに厳しくなり、実質的には1年分程度の損害賠償にとどまっているという不満の声が上がっている。さらに、

そもそも年間逸失利益の2倍相当額を一括払いするという発想自体が、未だに原発事故の後遺症に苦しみ、原発事故以前の営業利益を確保できておらず、今後もその見通しを見いだせていない事業者を見棄てるものである。したがって、前記意見書の内容が実現するように引き続き被害者の支援に取り組まなければならない。